

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

| | | |
|----------------------|----------------------|---|
| 行政指導の名称 | | 要支援者に対する調査及び検診 |
| 行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名 | | ① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号） ② 生活保護法（昭和25年法律第144号） |
| 条 項 | | ① 第14条第4項 ② 第28条第1項 |
| 所 管 課 | | 区役所 健康福祉部 福祉課 |
| 行政指導を行なう場合の方針・基準 | 基準 (未設定の場合は、その理由) | 支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、要支援者の資産状況、健康状況その他の事項を調査するために、要支援者について、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要支援者に対して、支援給付の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 |
| 備 考 | | |